

山陰海岸ジオパーク 「ジオの逸品」(ジオセレクション) 認定審査要領

(目的)

第1条 この要領は、山陰海岸ジオパーク「ジオの逸品」(ジオセレクション) 認定審査会設置要綱第4条に基づき、募集方法及び審査基準、審査方法等について定める。

(募集方法)

第2条 審査の対象となる商品は、一般公募又は地域産業部会員、若しくは審査委員による推薦により決定する。

(審査基準)

第3条 審査基準は、山陰海岸ジオパーク「ジオの逸品」認定審査の採点基準表の評価項目、評価基準及び評価点に基づくものとする。審査の項目は別記1のとおりとする。

(審査方法)

第4条 採点は審査委員で審査項目を5段階評価する。

2 前項による採点の総合計により、一定基準(40点以上を獲得)を満たした商品をジオの逸品として認定する資格を付与するものとする。

3 前号の商品は、生産者(事業者)へ事前に審査の承諾を取るものとする。

4 認定審査会は審査結果を山陰海岸ジオパーク推進協議会地域産業部会(以下「地域産業部会」という)に報告する。

5 地域産業部会の承認をもって、山陰海岸ジオパーク「ジオの逸品」と認定する。

(審査結果)

第5条 認定された商品については、山陰海岸ジオパーク推進協議会ホームページにて公表をおこなう。また、認定された商品の生産者(事業者)への通知と共に「ジオの逸品」のロゴマークデータの提供及び使用を許可するものとする。

(認定期間)

第6条 認定された商品の認定期間は4年間とし、更新審査を実施する。(当該年度の4月1日から起算して4年間)

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査に関して必要な事項は、審査委員長がこれを定める。

附則 この要領は、令和7年2月5日から施行する。

別記 1

商品はロゴマーク認定基準（申請資格）及び「ジオの逸品」認定基準（必須条件）を満たすものとする。

1. ロゴマーク認定基準（申請資格）

- (1) 協議会施策の啓発振興に寄与すると認められること。
- (2) 政治活動、宗教活動等にかかわりがないと認められること。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、または反する恐れがないこと。
- (4) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれがないこと。
上記（1）から（4）のいずれにも該当した上で次の（5）又は（6）のいずれかに該当し、（7）に該当すること。
- (5) 材料等が山陰海岸ジオパークエリア内で産出されるなど、山陰海岸ジオパークと明確な関連があること
- (6) 形状、デザイン等が特に山陰海岸ジオパークがPRできるものであること
- (7) 拠点施設等推進協議会関連施設若しくはジオサイト周辺で販売されるものであること

2. [現行]「ジオの逸品」認定基準（必須条件）

- (1) 山陰海岸ジオパークエリア内で生産された原材料等を使用している商品であること
又は山陰海岸ジオパークエリア内の地域資源等を模している商品
- (2) 山陰海岸ジオパークの認知向上又はイメージ向上に繋がるもの
- (3) 商品の販売が継続的に見込まれること（事業所経営）
- (4) 事業者（生産者）が世界ジオパークネットワークガイドライン及び各種法令等を遵守していること（ユネスコ理念）

[追加項目]

- (5) 商品の特性（原材料、企画、品質等）において、独自性又は希少性を有していること
- (6) 広報活動などに活用するに際し、見た目やパッケージに拘りが込められた商品であること
- (7) 山陰海岸ジオパークに関するストーリー性（地形、地質、人々の暮らし等）を説明または連想できる商品であること
- (8) 商品がSDGsに配慮していること